

「企業行動憲章 第2条『公正な事業慣行』改定」

および

「実行の手引き 第2章改訂」

2024年5月7日

一般社団法人 日本経済団体連合会

1. 経団連「企業行動憲章」および「企業行動憲章 実行の手引き」

■ 「**企業行動憲章**」 とは、**経団連の会員企業・団体**（1556社。業種別全国団体106団体、地方別経済団体47団体等（5月14日現在））**に対し、経団連が遵守を求める行動原則。**

■ 1991年9月14日に制定。その後、企業をとりまく環境変化に対応し、6回改定。

□ 2017年11月、「Society 5.0 for SDGs」を柱に、**企業行動憲章・同実行の手引きを全面改定。**

□ 2024年5月31日、**取引の適正化をソーシャルノルムとして一層推進するため、企業行動憲章第2条を改定。併せて、同実行の手引きの第2章を改訂。**

＜企業行動憲章および同実行の手引きの位置づけ・構成＞

I. 企業行動憲章「本文」：前文・10カ条

◇ 会員企業・団体に遵守を求める行動原則 → 企業行動の中核的価値

II. 序文

◇ 企業行動憲章が求める企業行動の今日的意義

III. 企業行動憲章「実行の手引き」

◇ 企業行動憲章の精神を自主的に実践するための参考資料

→ 企業は、業種・業態、事業の特徴、経営理念等を踏まえ、手引きを参考に、具体的な行動のあり方を工夫

◇ 「実行の手引き改訂の背景」の記載後、10の条文ごとに以下を記載

(1) «背景»

(2) 枝番項目(51項目)：

«基本的な心構え・姿勢» «具体的なアクション・プランの例» «参考»

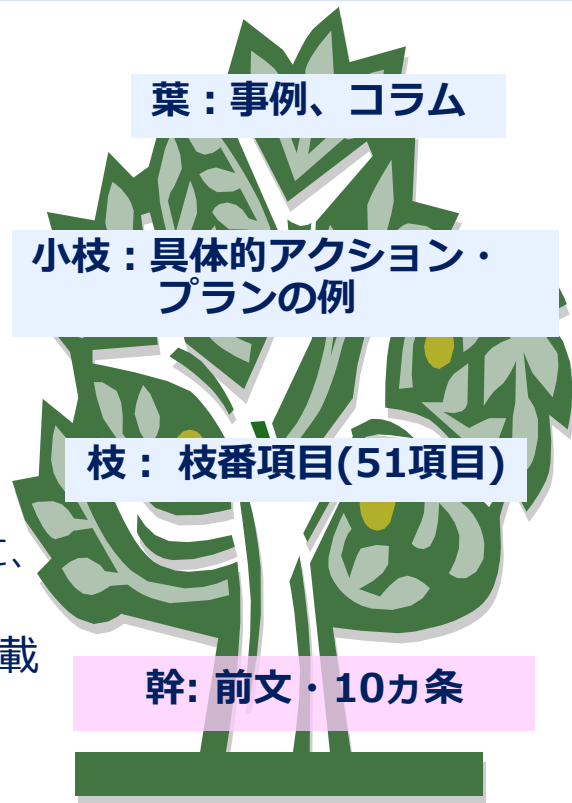
※その他、必要に応じて、「コラム」を掲載

葉：事例、コラム

小枝：具体的アクション・プランの例

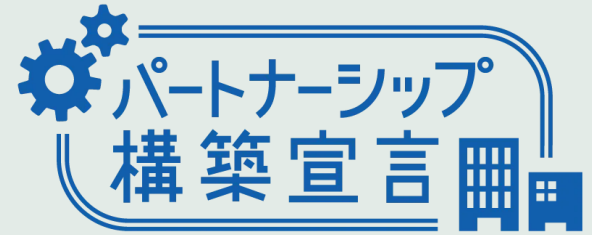
枝：枝番項目(51項目)

幹：前文・10カ条



2. 「企業行動憲章」第2条 改定の背景 (2024年5月)

- ✓ 政府は、人への投資が喫緊の課題という認識のもと、大企業のみならず中小企業の賃上げに向けた取組みを積極的に推進。
- ✓ 経団連では、かねてより、政府とも連携しながら、サプライチェーン全体の共存共栄および取引適正化等に取組むことを各社代表者の名前で宣言する「パートナーシップ構築宣言」を推進。
- ✓ 2022年12月に改訂した「企業行動憲章 実行の手引き」の項目「2-2」において、同宣言を公表・実践することを盛り込む。
- ✓ 同宣言の登録企業数は約43,100社。
経団連の会長・副会長会社・審議員会議長・副議長会社は全社宣言済み。
会員企業全体では883社が宣言済みであり、宣言率は56.7% (2024年4月12日時点)。



— 宣言項目 —

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

- ✓ 企業間の連携
(オープンイノベーション等)
- ✓ IT実装支援 (共通EDIの構築、データの相互利用等)
- ✓ 専門人材マッチング
- ✓ グリーン化の取組

2. 下請中小企業振興法「振興基準」の遵守

- ✓ 価格決定方法の適正化
- ✓ 支払条件の改善
- ✓ 型取引の適正化
- ✓ 知的財産・ノウハウの保護
- ✓ 働き方改革に伴うしわ寄せの防止

3. 「企業行動憲章」第2条 改定の趣旨および改定条文(2024年5月)

- サステイナブルな資本主義を実現するためには、大企業が率先して、自社における分配構造の見直しや取引の適正化などを行い、サプライチェーン全体での共存共栄関係を構築することが必要。
- 「パートナーシップ構築宣言」の趣旨をさらに徹底し、取引の適正化をソーシャル・ノルム(社会的規範)として一層推進していくため、「企業行動憲章 第2条」を改定。
- 併せて、「同実行の手引き 第2章」も改訂。

〔企業行動憲章第2条 改定〕

改定前

公正かつ自由な競争ならびに適正な取引、責任ある調達を行う。
また、政治、行政との健全な関係を保つ。

改定後

公正かつ自由な競争ならびに適正な取引、責任ある調達を行う。
とりわけパートナーシップ構築宣言に基づき、サプライチェーン全体の共存共栄を図る。また、政治、行政との健全な関係を保つ。

4. 「企業行動憲章 実行の手引き」第2章 主な改訂ポイント(キーワード) (2024年5月)

[第2章 背景(3)および2-2]

- 構造的な賃上げによる経済の持続的な成長の実現
- 直接の取引先やその先の取引先である中堅・中小企業を含むサプライチェーン全体の共存共栄関係の構築
- 適切な価格転嫁を通じた取引適正化をソーシャル・ノルム(社会的規範)として確立
- 「パートナーシップ構築宣言」の趣旨の徹底
- 政府の「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に基づく取引適正化
- 取引において、経済合理性に加え、社会的課題も考慮
- 持続可能な物流と安全輸送の実現
- 物流業務の効率化
- 多重下請け構造の是正